

# 社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 福祉センターの設置及び管理に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する福祉センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 住民の福祉の向上を図るため福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
西海市西海総合福祉センター	西海市西海町黒口郷 1477 番地 1
西海市大島社会福祉センター	西海市大島町 1832 番地 1
西海市崎戸社会福祉センター	西海市崎戸町蛸浦郷字栗崎 1791 番地 7

## (管理運営)

第4条 センターの管理者は本会会長とし、管理及び運営に関する事務は総務課の所管とする。

## (利用手続き)

第5条 センターを利用するときは、あらかじめ利用申請書（様式第1号）を提出し、会長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に際しては、許可証（様式第3号）を交付する。

3 前項の規定により、許可を受けた者が申請書の記載事項を変更し、または利用を取り消すときは、第1項に規定する手続により承認を受けなければならない。

## (利用の制限)

第6条 会長は、管理上必要があるときは、利用について制限その他必要な条件を付けることができる。

2 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、または風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) その他管理上支障があると認められたとき。

## (利用の中止)

第7条 会長は、次に該当するときは、利用を中止させることができる。

(1) 利用者がこの規程に違反したとき。

(2) 会長の指示に従わなかったとき。

(3) 目的外利用をしたとき。

(4) その他管理及び運営上、支障があるとき。

(使用料)

第8条 センターを利用する者は、別表に定める使用料を許可後、直ちに納入しなければならない。ただし、特別な事由があると認めるときは、7日以内の納期を定めて後納させることができる。

(使用料の減免)

第9条 前条に規定する使用料を減額し、または免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 官公庁が主催し、または共催する事業を行う場合

(2) 本会に登録した福祉団体その他の公共的または公益的団体が、営利を目的とせず、福祉の向上に寄与する目的で使用する場合

(3) 公共的または公益的団体が、営利を目的とせず、その団体の目的を達成するために使用する場合

(4) その他会長が特別な理由があると認める場合

2 前項の規定による減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 施設使用料

ア 前項第1号または第2号に該当する場合 全額

イ 前項第3号に該当する場合 半額

ウ 前項第4号に該当する場合 会長が認める額

(2) 冷暖房使用料は減免しない

3 減免の手続きは使用料減免申請書(様式第2号)を提出して会長の許可を得るものとする。減免の許可はその年度内有効とする。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、特別な事由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用者の遵守事項)

第11条 福祉センターを使用する者は、この規程に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 火災、盗難の防止、秩序維持に協力すること

(2) 許可なく寄付の募集や物品の販売等をしないこと

(4) 動物を連行しないこと

(4) 他人に迷惑を及ぼす物品及び危険物を携行しないこと

(5) 職員の指示する事項に従うこと

2 建物、設備、備品等を滅失、棄損したときは、直ちに係員に届けなければならない。

(原状回復)

第12条 利用者は、センターの利用が終わったとき、または中止の指示を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、会長が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 利用者は、センターの施設、設備を破損し、または滅失したときは、会長の指示に従い、直ちに原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

(利用時間)

第14条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、会長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(休館日)

第15条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または開館することができる。

(使用料の返還)

第16条 既納の使用料は返還しない。但し、下記の場合全額または一部を返還することがある。

(1) 災害時、利用者の責任に帰することができない理由が生じたとき

(2) 利用開始の前日までに利用取消を申し出たとき

(3) 利用開始の当日に利用取消を申し出たとき

(4) その他、会長が認めたとき

2 前項の規定による返還の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 施設使用料

ア 前項第1号または第2号に該当する場合 全額

イ 前項第3号に該当する場合 半額

ウ 前項第4号に該当する場合 会長が認める額

(2) 冷暖房使用料

ア 利用しなかったとき 全額

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(社会福祉法人西海市社会福祉協議会福祉センター規程の廃止)

2 社会福祉法人西海市社会福祉協議会福祉センター規程(平成17年4月1日施行)は廃止する。

(様式第1号)

会 長	事務局長	事務局次長	主任	取扱者

支所長	主任	取扱者

### 西海市社会福祉協議会社会福祉センター利用申請書

利用区分	西 海	大 島	崎 戸
	1階 会議室 1階 会議室 2階 研修室	2階 和室 2階 洋室	1階 大集会室 2階 憩いの部屋 2階 憩いの部屋
日 時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
時 間	: ~ :		
目 的			
人 数			
冷 暖 房	必要(冷房・暖房)		不要

上記のとおり福祉センターを利用したいので申し込みます。

なお、利用に際しては福祉センターの設置及び管理に関する規程に従います。

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会長 様

平成 年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

(様式第3号)

## 西海市社会福祉協議会社会福祉センター利用許可書

下記条件で利用を許可します。

許可条件	本会の福祉センターの設置及び管理に関する規程を遵守してください		
使用料	_____円	(内訳： 使用料_____円・冷暖房使用料_____円)	
減 免	適用 (全額・半額)	非適用	

平成 年 月 日

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会長

\_\_\_\_\_  
様

**(参考) 福祉センターの設置及び管理に関する規程 (利用者の遵守事項、原状回復、損害賠償)**  
(利用者の遵守事項)

第11条 福祉センターを使用する者は、この規程に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火災、盗難の防止、秩序維持に協力すること
- (2) 許可なく寄付の募集や物品の販売等をしないこと
- (4) 動物を連行しないこと
- (4) 他人に迷惑を及ぼす物品及び危険物を携行しないこと
- (5) 職員の指示する事項に従うこと

2 建物、設備、備品等を滅失、棄損したときは、直ちに係員に届けなければならない。  
(原状回復)

第12条 利用者は、センターの利用が終わったとき、または中止の指示を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、会長が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。  
(損害賠償)

第13条 利用者は、センターの施設、設備を破損し、または滅失したときは、会長の指示に従い、直ちに原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

(様式第2号)

会 長	事務局長	事務局次長	主任	取扱者

支所長	主任	取扱者

## 西海市社会福祉協議会社会福祉センター使用料減免申請書

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会長 様

平成 年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_

福祉センターの利用料減免を受けたいので、社会福祉法人西海市社会福祉協議会福祉センターの設置及び管理に関する規程第9条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

利用区分	西 海	大 島	崎 戸
	1階 会議室	2階 和室	1階 大集会室
1階 会議室	2階 洋室	2階 憩いの部屋	
2階 研修室		2階 憩いの部屋	
目 的			

-----  
処理欄 (申請者は記入しないでください)

	区 分	使用料	冷暖房使用料
第9条第1項第1号対象	官公庁主催・共催	全額免除	免除なし
第9条第1項第2号対象	福祉団体等の福祉目的	全額免除	免除なし
第9条第1項第3号対象	公共団体等の団体目的	半額免除	免除なし
第9条第1項第4号対象	その他会長が認めるもの	全額免除・半額免除	免除なし